

京都大学副学長選考規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第六十九号)

京都大学副学長選考規程(平成十年達示第十八号)の全部を次のように改正する。

京都大学副学長に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学副学長(以下「副学長」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 総長を補佐し、総長が定める事項を処理させるため、副学長を置く。

(任命)

第三条 副学長は、総長が任命する。

(任期)

第四条 副学長の任期は、総長が定める。ただし、任命する総長の任期の終期を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、理事である副学長の任期は、理事の任期と同一とする。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 京都大学総長補佐に関する規程(平成十三年達示第三十一号)は、廃止する。